

保護者への児童引き渡しについて

学校での教育活動中に大規模災害が発生した時、状況によっては児童を保護者の元に迅速・安全・確実に帰すことが必要になる場合が想定されます。本校では以下の場合に児童を学校に待機させ、学校での引き渡しを行います。

学校での児童引き渡しを行う場合

- ◇ 震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ◇ 地震等で通信不能となった場合
 - ◇ 学校長が必要と判断した場合
 - ・その他の災害
 - ・緊急事態（風水害、原発事故、学校近辺での犯罪、不審者侵入、熊出没等）
 - ・児童の安全確保のため
- } 地域での安全が確認されてから引き渡しとなります。

引き渡し方法は次のとおりです。

引き渡し方法

- ◎ 町別の教室または体育館に町別ごとに集まり、引き渡しを行う
- ◎ 引き取りをできるのは、父母、祖父母のみとする
(災害時、父母、祖父母の引き取りが困難とわかった場合は、個別・迅速に対応する。)
- ◎ 引き渡しの際には、引渡し一覧表をもとに本人であることを確認して引き渡す

※児童引き渡し時の引取り人の確認方法

- 担当 : どちら様ですか？
引き取り人 : ○○○○です。(フルネーム確認)
担当 : 誰の引取り人ですか？
引き取り人 : ○○○○です。(児童名)
[町別担当は児童を呼んで、児童に・・・]
担当 : この人は誰ですか？
児童 : ぼくのおかあさんです。

◇ お願い

- ◎災害発生時は引き渡しに時間を要することも考えられますので、ご理解ください。
- ◎他の保護者の方にお子さんのお迎えを依頼されることのないようお願いいたします。